

福県医発第1980号(地)
平成20年12月24日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の算定要件の改正について

厚生労働省においては、分娩機関と妊産婦との契約に基づき、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う「産科医療補償制度」を創設すべく、運営組織準備委員会の設置や社会保障審議会医療部会及び医療保険部会等で審議を重ね、平成21年1月より施行されることが決定しております。

中医協においては、『制度への加入促進の観点に加え、リスクの高い分娩を取り扱うことの多い医療機関にあっては、妊産婦に対して良質のサービスを提供する環境を整えているべきであるとの観点から、ハイリスク妊娠管理加算(区分番号A236-2)及びハイリスク分娩管理加算(区分番号A237)の算定要件に、この制度に加入していることを加えてはどうか』との提案があり、審議の結果、①今回のケースは昨今の産科医療を取り巻く状況に鑑みて行われる特例である、②個々の事例情報について、その原因を分析した結果を中医協に報告することを前提に、承認されたものであります。

このような審議を経て、本年11月28日、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(厚生労働省告示第530号)が公布され、平成21年1月1日より適用される旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

経過措置といたしまして、平成20年12月31日現在において、ハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算の届出を行っている保険医療機関については、平成21年3月31日までの間に限り、平成21年1月1日以降の施設基準等に該当しない場合であっても、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施しているものとみなす経過措置の対象となり、この間は引き続き算定が可能となっております。

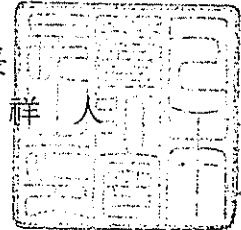
ただ、平成21年4月1日以降も当該加算を算定する場合には、別添7の「基本診療料の施設基準等に係る届出書」及び産科医療補償責任保険加入者証の写し等、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の書類の提出が必要ですので、未届算定のしないよう、貴会会員への周知方ご高配賜われますようよろしくお願い申し上げます。この場合、様式13の2、様式20及び様式38の提出は不要です。

なお、具体的な改正内容につきましては、別紙日医通知等をご参照ください。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
母子保健担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人

ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の算定要件の改正について

厚生労働省においては、分娩機関と妊産婦との契約に基づき、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う「産科医療補償制度」を創設すべく、運営組織準備委員会の設置や社会保障審議会医療部会及び医療保険部会等で審議を重ね、平成21年1月より施行されることが決定しております。

この制度に加入している分娩機関における分娩のみが補償の対象となるため、1人でも多くの妊産婦をこの制度の対象とするために、社会保障審議会関係部会等においては、診療報酬上の対応を求める意見もあったところです。

このような状況から、中医協においては、『制度への加入促進の観点に加え、リスクの高い分娩を取り扱うことの多い医療機関にあっては、妊産婦に対して良質のサービスを提供する環境を整えているべきであるとの観点から、ハイリスク妊娠管理加算(区分番号A236-2)及びハイリスク分娩管理加算(区分番号A237)の算定要件に、この制度に加入していることを加えてはどうか』との提案があり、審議の結果、①今回のケースは昨今の産科医療を取り巻く状況に鑑みて行われる特例である、②個々の事例情報について、その原因を分析した結果を中医協に報告することを前提に、承認されたものであります。

このような審議を経て、本年11月28日、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(厚生労働省告示第530号)が公布され、平成21年1月1日より適用されることとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、具体的な改正内容は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜われますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正の内容(平成21年1月1日実施)

○入院基本料等加算の施設基準等

第22の2 ハイリスク妊娠管理加算

1 ハイリスク妊娠管理加算に関する施設基準

(1) ～ (3) 略



(4) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

2 届出に関する事項 略

第23 ハイリスク分娩管理加算

1 ハイリスク分娩管理加算に関する施設基準

(1) ～ (4) 略

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

2 届出に関する事項 略

○届出様式「別添7」の様式38の改正

施設基準の改正に伴い、届出様式である「別添7」の様式38に次の「5」が追加されるとともに、「※」の記載内容も以下のとおり変更された。

5 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の文書（産科医療補償責任保険加入者証の写し等）を添付すること。

※ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出のみを行う場合には、1及び3のみを記載すればよいし、5の書類を添付すること。

2. 経過措置の設定

平成20年12月31日現在において、ハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算の届出を行っている保険医療機関については、平成21年3月31日までの間に限り、平成21年1月1日以降の施設基準等に該当しない場合であっても、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施しているものとみなす経過措置の対象となり、この間は引き続き算定が可能である。

なお、平成21年4月1日以降も当該加算を算定する場合には、別添7の「基本診療料の施設基準等に係る届出書」及び産科医療補償責任保険加入者証の写し等、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の書類を提出する。この場合、様式13の2、様式20及び様式38の提出は不要である。

<添付資料>

- ・基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第530号）
（平20.11.28 官報 第4963号 写）
- ・ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の算定要件の改正について
（平20.11.28 保医発第1128002号 厚生労働省保険局医療課長）



印刷・編集
国立印刷局
行政法人

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令
（内閣府・総務・文部科学三）

〔省 令〕

○小売物価統計調査規則の一部を改正する省令（総務一三三）
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同一二四）

○在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令（総務・外務三）

○外務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令を廃止する省令（外務一六）
○沖縄振興開発金融公庫の財務諸表等の閲覧期間並びに附属明細書及び業務報告書の記載事項に関する省令の一部を改正する省令（財務七一）

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一六〇）

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一六一）
○防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する省令（防衛一一）

〔規 則〕

○人事院規則一七一（職員団体の登録）の一部を改正する人事院規則（人事院一七一―一二）
○人事院規則一七二三（職員団体等の規約の認証）の一部を改正する人事院規則（同一七三―三一）

〔告 示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務五二九、五三〇）
○日本国に帰化を許可する件（同一五三一）

○在外の被爆者による申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等を定める件の一部を改正する件（外務・厚生労働一）
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの輸入数量を告示（財務三三八）

○平成二十年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示（同一三九）

○平成二十年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示（同一四〇）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁三二八）
○道伝子治療臨床研究に関する指針の一部を改正する件（文部科学・厚生労働二）

○基本診療所の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働五三〇）
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同一三二）

○保安林の指定を解除する件（農林水産一七三六、一七三七）

○中小企業信用保険法第二十四条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業二六五）
○特定物質に関する製造数量の許可申請期間に関する件（同一二六六）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一四二五）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛三三四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 外務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録実施機関の登録について（関東運輸局、近畿同）

法 務

公証人任免（法務省）

労働

○争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
○労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）

〔公 告〕

諸事項

官庁

○経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の課税が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、基本測量関係事項関係
○裁判所
○相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

平成二十年年度の初日から平成二十年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

- 一 生鮮等牛肉 十二万八百六十ト
- 二 冷凍牛肉 十六万五千六百六十ト

○財務省告示第百四十号
関税暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)第七條の六第七項の規定に基づき、平成二十年年度の初日から平成二十年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十年十一月二十八日 財務大臣 中川 昭一

平成二十年年度の初日から平成二十年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

- 一 豚肉等 四十七万三千四百五十六ト
- 二 生きている豚及び豚肉等 四十七万三千四百六十二ト

○国税庁告示第三十六号
租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十六條の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件(平成十三年国税庁告示第十号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日 国税庁長官 石井 道遠
別表特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構の項中「平成二十年十一月三十日」を「平成二十年十一月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人青少年の自立を支える会の項中「平成二十年十一月三十日」を「平成二十五年十一月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人緑と水の連絡会議の項中「平成二十年十一月三十日」を「平成二十五年十一月三十日」に改める。

○文部科学省告示第二号
遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成十六年文部科学省・厚生労働省告示第二号)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から適用することとしたので公表する。

平成二十年十一月二十八日 文部科学大臣 塩谷 立
厚生労働大臣 舩添 要一

文部科学大臣 塩谷 立
厚生労働大臣 舩添 要一

第三号第四の五中「民法(明治廿九年法律第88号)第44條の規定により設立された法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第50号)第42條第2項に規定する特別民法法人」に改める。

○厚生労働省告示第五百三十号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、基本診療科の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十一月二十八日 厚生労働大臣 舩添 要一

第八の三十一の二の(1)に次のように加える。
ハ 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

第八の三十二の(1)に次のように加える。
ホ 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

第十一に次のように加える。
七 平成二十年十二月三十一日において現にハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算を算定する保険医療機関については、平成二十一年三月三十一日までの間に限り、第八の三十一の二の(1)のハ又は第八の三十二の(1)のホに該当するものとみなす。

○厚生労働省告示第五百三十一号
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第六十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から適用する。

平成二十年十一月二十八日 厚生労働大臣 舩添 要一

第二項に次の二号を加える。
八十四 角膜ジストロフィーの遺伝子解析(角膜ジストロフィーと診断された症例に係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 眼科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 眼科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 臨床検査技師が配置されていること。
- (4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
- (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

ハ十五 強度変調放射線治療(限局性の固形悪性腫瘍(頭頸部腫瘍、前立腺腫瘍又は中枢神経腫瘍であつて、原発性のものを除く)に係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら放射線科又は放射線治療科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 放射線科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 放射線科又は放射線治療科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

- (3) 放射線治療の経験を五年以上有する常勤の診療放射線技師が二名以上配置されていること。
- (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (5) 倫理委員会が設置されていること。
- (6) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (7) 強度変調放射線治療(IMRT)に係る届出を行った施設であること。
- (8) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

○農林水産省告示第七百三十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年十一月二十八日 農林水産大臣 石破 茂

一 解除に係る保安林の所在場所 北海道目梨郡羅臼町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第七百三十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年十一月二十八日 農林水産大臣 石破 茂

一 解除に係る保安林の所在場所 北海道北見市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(次の図)は、省略し、その図面を北海道庁並びに北見市役所及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。



保医発第1128002号
平成20年11月28日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の算定要件の改正について

本日、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（厚生労働省告示第530号。以下、「改正告示」という。）が公布され、平成21年1月1日から適用されるところである。

改正告示の内容等については以下のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、支払審査機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正告示の内容

平成21年1月1日より、区分番号A236-2に掲げるハイリスク妊娠管理加算及び区分番号A237に掲げるハイリスク分娩管理加算の算定要件に、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していることを加えることとしたこと。

ただし、平成20年12月31日において当該加算に係る届出が受理されている保険医療機関については、平成21年3月31日までの間に限り、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施しているものとみなすものであること。

2 改正告示の適用に伴う「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305002号）の一部改正について

（1）改正告示の適用に伴い、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」を別紙のとおり改正し、平成21年1月1日から適用する。

（2）経過措置の対象となる保険医療機関の届出について

平成20年12月31日現在においてハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算の届出を行っている保険医療機関については、平成21年3月31日までの間は経過措置の対象となるが、平成21年4月1日以降も当該加算を算定する場合には、別添7の「基本診療料の施設基準等に係る届出書」及び産科医療補償責任保険加入者証の写し等、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の書類を提出すること。よって、様式13の2、様式20及び様式38の提出は不要であること。

1 「第4 経過措置等」の1の次に次のように加える。

1の2 第2及び第3の規定にかかわらず、平成20年12月31日現在においてハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算の届出が受理されている保険医療機関については、平成21年4月1日以降において当該点数を算定するに当たり届出が必要であること。

2 「別添3」の「第22の2」の1に次のように加える。

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

3 「別添3」の「第23」の1に次のように加える。

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

4 「別添7」の様式38を次のように改める。

ハイリスク妊娠管理加算
 ハイリスク分娩管理加算

 の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科

--

2 年間分娩件数

年間分娩件数	件
--------	---

[記載上の注意]

年間分娩件数は、前年1年間（1月～12月）に行われた分娩件数であり、院内に掲示した分娩件数と同じ数字を用いること。

3 専ら産婦人科又は産科に従事する医師

	氏名	診療科	勤務形態
1			常勤・非常勤
2			常勤・非常勤
3			常勤・非常勤
4			常勤・非常勤
5			常勤・非常勤

※ ハイリスク妊娠管理加算では、1名以上の専ら産婦人科又は産科に従事する医師、ハイリスク分娩管理加算では、3名以上の専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師を記載すること。

4 常勤の助産師

	氏名
1	
2	
3	
4	
5	

5 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の文書(産科医療補償責任保険加入者証の写し等)を添付すること。

※ ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出のみを行う場合には、1及び3のみを記載し、5の書類を添付すること。

(参考)

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成20年3月5日保医発第0305002号)の一部改正について

改 正 後	改 正 前
第4 経過措置等 1 (略) <u>1の2 第2及び第3の規定にかかわらず、平成20年12月31日現在においてハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の届出が受理されている保険医療機関については、平成21年4月1日以降において当該点数を算定するに当たり届出が必要であること。</u> 2～4 (略) 別添3 入院基本料等加算の施設基準等 第22の2 ハイリスク妊娠管理加算 1 ハイリスク妊娠管理加算に関する施設基準 (1) 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。 (2) 当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が、1名以上配置されていること。 (3) 緊急の分娩に対応できる十分な体制及び設備を有していること。 <u>(4) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。</u> 2 届出に関する事項 ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式38を用いること。	第4 経過措置等 1 (略) 2～4 (略) 別添3 入院基本料等加算の施設基準等 第22の2 ハイリスク妊娠管理加算 1 ハイリスク妊娠管理加算に関する施設基準 (1) 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。 (2) 当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が、1名以上配置されていること。 (3) 緊急の分娩に対応できる十分な体制及び設備を有していること。 2 届出に関する事項 ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式38を用いること。

第23 ハイリスク分娩管理加算

1 ハイリスク分娩管理加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師が、3名以上配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関内に、常勤の助産師が3名以上配置されていること。
- (3) 1年間の分娩件数、配置医師数及び配置助産師数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) 病院勤務医の負担の軽減に対する体制がとられていること。
- ア (略)
- イ (略)

- (5) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

2 届出に関する事項

- (1) ハイリスク分娩管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式13の2及び別添7の様式38を用いること。
- (2) 1の(1)及び(2)に掲げる医師及び助産師の勤務の態様(常勤・非常勤、専従・専任の別)並びに勤務時間を、別添7の様式20を用いて提出すること。
- (3) 毎年4月において、前年度における病院勤務医の負担の軽減に資する計画の成果を評価するため、別添7の様式13の2により届出ること。
- (4) (略)

第23 ハイリスク分娩管理加算

1 ハイリスク分娩管理加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師が、3名以上配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関内に、常勤の助産師が3名以上配置されていること。
- (3) 1年間の分娩件数、配置医師数及び配置助産師数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) 病院勤務医の負担の軽減に対する体制がとられていること。
- ア (略)
- イ (略)

2 届出に関する事項

- (1) ハイリスク分娩管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式13の2及び別添7の様式38を用いること。
- (2) 1の(1)及び(2)に掲げる医師及び助産師の勤務の態様(常勤・非常勤、専従・専任の別)並びに勤務時間を、別添7の様式20を用いて提出すること。
- (3) 毎年4月において、前年度における病院勤務医の負担の軽減に資する計画の成果を評価するため、別添7の様式13の2により届出ること。
- (4) (略)